

◎新潟県告示第287号

新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）第5条第1項の規定により、次の物件を新潟県文化財に指定する。

令和7年3月21日

新潟県知事 花 角 英 世

第5条第1項の規定による有形文化財の指定

種 別	名 称	員 数	所在地	所有者
有形文化財 (古文書)	越後国石井庄寄人庄子解	1 通	長岡市関原町1丁目字権現堂2247番地2 (新潟県立歴史博物館)	新潟県
有形文化財 (考古資料)	鍋屋町遺跡出土品	523点	上越市春日山町1丁目2-8 (上越市埋蔵文化財センター) 柏崎市緑町8番35号 (柏崎市立博物館)	上越市 柏崎市 三井田 忠明